

○厚生労働省告示第二百一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1の1中(185)を(187)とし、(177)から(184)までを(179)から(186)までとし、(176)を(177)とし、その次に次のように加える。

(178) モガムリズマツ (遺伝子組換え)

別表第1の1中(175)を(176)とし、(128)から(174)までを(129)から(175)までとし、(127)の次に次のように加える。

(128) ドルナーゼ アルファ (遺伝子組換え)